

## 障害者災害支援者の登録について

笠間市では、防災体制および災害時の支援体制の強化を図るため、災害時の支援者リストの作成を進めています。つきましては、障害手帳をお持ちの方で災害時支援者リストに登録を希望される方は、次の注意事項をご理解のうえ、「登録同意書」を提出してください。（※一度登録された方は、登録の必要はありません。）

【登録対象者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【申請方法】 窓口にある申請同意書に記入のうえ、提出してください。

【注意事項】 ・作成する名簿については、市職員および民生委員等関係団体関係者が所有します。  
・災害発生時に登録者の安否確認や支援等を優先させるために使用します。

【問合せおよび申請先】 社会福祉課（内線155）・笠間支所福祉課（内線72131）・岩間支所福祉課（内線73172）

## 障害関係各種手当について

障がいのある方が地域で自立した生活をしていくため、経済的負担を少しでも軽減できるように次のような手当があります。

### 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給します。

#### ○対象者

身体障害者手帳（1. 2. 3級）および4級（下肢障害）又は療育手帳④、A、B程度の方および同程度の精神障がいのある方

#### ○手当額

1人につき月額 1級（重度）49,900円  
2級（中度）33,230円

#### ○支給方法

年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込みとなります。

#### ○支給制限

前年の所得が一定額以上の場合／児童が障がいによる公的年金を受けた場合

#### ○手続き

認定請求書、戸籍謄本、住民票（世帯全員）、診断書、手帳、印鑑

### 特別障害者手当

身体または精神の障がいにより重度または重複しているなどのため日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。

#### ○対象者

身体障害者手帳1級、療育手帳④程度の方で重複した障がいのある方

#### ○手当額

月額 26,000円

#### ○支給方法

年4回（2月・5月・8月・11月）指定銀行口座に振込みとなります。

#### ○支給制限

前年の所得が一定額以上の場合  
福祉施設等へ入所している場合  
病院等に3か月を越えて入院している場合

#### ○手続き

手帳、診断書（特別障害者手当用）、印鑑

### 障害児福祉手当

身体または精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

#### ○対象

身体障害者手帳1級、療育手帳④程度の方

#### ○手当額

月額 14,140円

#### ○支給方法

年4回（2月・5月・8月・11月）指定銀行口座に振込みとなります。

#### ○支給制限

保護者の前年の所得が一定額以上の場合  
児童が障がいによる公的年金を受けた場合  
福祉施設等へ入所している場合

#### ○手続き

手帳、診断書、印鑑

### 笠間市在宅心身障害児福祉手当

笠間市に居住する20歳未満の心身に重度の障がいのある児童と同居・養育している方に対して支給します。

#### ○手当額

月額 3,000円（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④・A・特別児童扶養手当1級・精神障害者保健福祉手帳1級）

月額 1,500円（身体障害者手帳3級・療育手帳B・特別児童扶養手当2級）

#### ○支給方法

年2回（3月・9月）指定銀行口座に振込みとなります。

#### ○支給制限

障害児福祉手当を受けている場合、福祉施設等へ入所している場合、前年の所得が一定額以上の場合

#### ○手続き

手帳、印鑑

### 難病患者見舞金

難病疾患の方の心身の安定のために見舞金を支給します。

#### ○対象者

笠間市に住所があり、茨城県が実施する一般特定疾患治療研究事業に基づく医療給付を受けている方（一部疾病名を除くため、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。）

#### ○手当額

月額 3,000円

#### ○支給方法

年2回（3月・9月）指定銀行口座に振込みになります。

#### ○手続き

一般特定疾患医療受給者証の写し、印鑑

### 障害者扶養共済制度

障がい児（者）の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身一定額の年金を支給する制度です。

#### ○対象者

1～3級の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する障がい児・障がい者の保護者（父母、配偶者、兄弟、姉妹、祖父母、その他の親族等）で県内に住所があり特別の病気や障がいを持たない精神疾患、難病を含む4月1日現在65歳未満の方

#### ○掛金

保護者の加入時の年齢により9,300円～23,300円まで7段階に分かれています。

#### ○年金支給額

1口加入の方 月額20,000円

2口加入の方 月額40,000円

また、障がい児（者）が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

#### ○手続き

加入等申込書、住民票謄本、申込者告知書、障がいの種類・程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳等）、年金管理者指定届書（障がいのある方が年金を管理することが困難な場合）、印鑑

\*手当は、申請により支給されますので、新たに該当される方は、窓口までお問い合わせください。

#### 【問合せおよび申請先】

社会福祉課（内線154・155・156）

笠間支所福祉課（内線72132）

岩間支所福祉課（内線73173）